

## 〔論 文〕

# 子どもの貧困・排除をめぐる教育と福祉の今日的課題

## —社会的排除／包摂の視点から—

高橋 味央\*

### 1. 問題の所在

本稿の目的は、社会的排除／包摂の視角から貧困層<sup>1)</sup>の子どもの教育をめぐる今日的課題を整理し、子どもが被る不利の多層性と累積性について明らかにすることである。その上で、昨今の貧困対策としての教育と福祉の制度・施策が、社会的包摂に向けた問題改善に寄与し得るのか、その可能性と課題について検討したい。

「子どもの貧困元年」<sup>2)</sup>から10年以上の月日が経過し、社会経済的に不利な立場に置かれた子どもの存在や問題の深刻さは既に周知の事実となっている。問題の顕現化や多領域での研究の隆盛を契機に、生活困窮者自立支援法<sup>3)</sup>、子どもの貧困対策の推進に関する法律<sup>4)</sup>、子どもの貧困対策に関する大綱<sup>5)</sup>等、是正に向けた法律・施策が次々と誕生した。以降、生活困窮世帯の子どもの学習や就学継続をサポートする教育支援、食育や居場所づくり等の生活支援、奨学給付金や幼児教育無償化等の経済的支援といったような多層的な施策が展開されるようになっていった。厚生労働省が2016年に発表した子どもの貧困率は、16.3% (2012) から13.9% (2015) へと2.4%の減少が認められたことから、それらの政策は一定の効果をあげたことが推察される。それでも尚、その率はOECD諸国の中で高い位置に推移しており、子どもの貧困問題はわが国が重点的に取り組むべき喫緊の課題であると言える。

他方、どのような人々のどのような状況を問題と規定するのか、貧困という概念の射程や含意も

時代や社会事情とともに変容を見せている。昨今では、従来の経済的視点に重きを置いた狭義の貧困概念を拡張するものとして、社会的排除／包摂という概念が台頭し、社会的に容認し難い格差や生活状態に関する社会規範も拡張されてきた(阿部2002; 志賀2016)。社会的排除とは、高度経済成長以降の新自由主義やグローバリゼーションの到来により生み出された「新たな貧困」を捉える概念であり、主として社会保障や政策上の課題と克服をめぐる議論の中で登場した(バラ&ラベル, 2005)。ヨーロッパ生まれのこの概念が日本に浸透し始めたのは、2000年代初頭に遡る。従来の貧困理論では捉えきれなかった要素を射程に入れ得る「最も新しい貧困概念」(志賀, 2016: 32)であるため、遅まきながら日本においても社会政策や社会福祉の研究分野で援用されるようになっていった。

2010年代になると、ようやく教育分野や児童福祉分野においても排除／包摂の概念を用いて、子どもが被る不利の連鎖を説明しようとする動きや、学校教育をめぐる問題の背景、それに抗する実践の在り方についての研究が散見されるようになった(例えば西田2012; 若槻2015; 倉石2018)。それ以前の先行研究に視点を転じると、貧困層の子どもの低学力や階層格差とその連鎖については、マイノリティの教育問題の一環として、長くにわたり議論が繰り返されてきた。そこに社会的排除／包摂の概念の投入が試みられるようになったのは、学力格差や教育達成の低さが社会構造の一旦として生み出されるということ、学校教育の諸問題が進路達成の困難や労働市場へ

キーワード：社会的排除、社会的包摂、子どもの貧困

\* 関西学院大学人間福祉学部非常勤講師

の未接続といった貧困のプロセスに発展し得ると  
いう問題を内包しているからである。換言すべ  
ば、社会的排除／包摂の視角から貧困層の子どもの  
教育・福祉的課題を検討することは、排除の兆  
しを早期に把握し、その後のリスクを予防するこ  
とに繋がる。社会的排除に抗するための施策を推  
進してきた英国ブレア政権下では、教育の効果こ  
そが失業対策となり、国際競争力の強化にもつな  
がるとして、福祉政策の根幹に教育政策を据えた  
思想が展開されてきた（吉田，2012）。このよう  
に、教育の諸問題の実態把握と是正に向けた取り  
組みの考案は、社会的包摂に向けて必要不可欠な  
論点となる。

しかしながら、社会的排除／包摂の概念が主と  
して労働問題や社会保障問題の議論で発展してき  
たという背景から、それら他領域に比べて教育問  
題や児童福祉については十分に吟味されてきたと  
は言い難い。倉石（2012）は、教育や学校の差別  
性の克服を目指す努力やその歴史的蓄積と、社会  
的排除／包摂とがどういう関係にあるのか、いま  
だ十分に見極められていないという問題を指摘し  
ている。

そこで本稿では、先行研究に依拠しながら、社  
会的排除に関する概念の定義や理論的含意を整理  
し、その概念を視角に据えることで浮上する、貧  
困層の子どもに対する教育と福祉の問題、排除に  
至るプロセスについて明らかにする。また、貧困  
問題の是正に向けた教育と福祉の新興制度を概観  
し、それらが社会的包摂としての役割を發揮し有  
するのか、その可能性と課題について検討した  
い。

本稿の構成は以下の通りである。まず前半で  
は、主として社会政策分野の先行研究レビューを  
通して、貧困と社会的排除の概念を整理し、その  
理論的含意と射程、本稿で用いる意義についてま  
とめる（第2節）。後半では、主として教育社会  
学の先行研究レビューを通して、社会的排除の視  
角から教育問題を整理する。学校内部での排除と  
教育システムからの排除という2点についてまと  
め、社会的排除のプロセスの早期における問題を  
提示する（第3節）。最後に、社会的包摂に向け  
た教育・社会福祉の制度施策を概観し、それらが  
排除の問題を打破し得るのか、その可能性と課題

について考察する（第4節）。

## 2. 社会的排除という問題視角

社会的排除という概念は、従来の貧困概念では  
捉えきれない多面的な問題を俎に載せ得る一方  
で、国情や文化、制度的な文脈、学問領域や論者  
により、解釈や射程が異なるという曖昧性を孕ん  
でいる。そのため本節では、社会的排除という概  
念の定義と特徴を整理し、本稿での用い方を明示  
する。

### 2-1 概念の起源と拡張

「排除」という言葉を用いて社会的不利な立場  
にある人々の存在を報告した先駆者は、フランス  
の R. ルノワールであるとされている。戦後の経  
済成長と福祉国家の繁栄の只中にあった当時のフ  
ランスで社会事業担当大臣を務めていたルノワ  
ールは『Les Exclus: un Francais sur ix』（1974）の  
中で、「学校離脱者、暴力行使者、アルコール・  
薬物中毒者、移民」などが社会に包摂されない  
「排除された人々」<sup>6)</sup>が恒常的に存在するという問  
題を指摘した（田中，2006）。しかし、この著書  
の中での「排除」の現象は、主として「社会的適  
正の欠如」という言葉で表現されており、その対  
象も意味も限定的なものに留まっていた。この時  
点における社会的排除とは、社会全体に影響を与  
えるものというよりはむしろ、その周辺的な現象  
であるという解釈に過ぎなかった（バラ&ラペ  
ル，2005）。

社会的排除という言葉は、その数年後、1970  
年代末に「排除と参入による社会保障の編み直し」  
という社会政策の議論が契機となり、今日的  
な意味を持って広がりを見せる（岩田，2005）。  
その背景には、国情や社会情勢が大きく関係して  
いる。当時のフランスは、脱工業社会やグローバ  
ライゼーションの進展に伴い、社会経済構造と労  
働市場が目まぐるしく変化していた時代であり、  
新自由主義や市場主義経済の下での構造改革や規  
制緩和が生じた時期でもあった（森田，2009）。  
一方、そうした変革は大量失業や不安定雇用の拡  
大、貧富の差の増大といった「排除型社会」<sup>7)</sup>  
の到来を招いた。安定的な雇用や社会的ネットワー

クを享受していた労働者が、長期失業、社会的ネットワークの弱体化、社会的地位の喪失に陥るようになったことで、貧困は従来の周辺的な人々に関わるものから、多次元の諸問題に苦しむ多くの人々に関わる問題へと変容していった（バラ&ラペール，2005）。若年者、一人親世帯、移民層への波及とその比率の増大が、「新たな貧困」問題を顕現化させていく（岩田，2005）。「彼らの貧困」は「われわれの貧困」へと変容し、福祉国家の諸制度から漏れ落ち、取り残された層の人々の社会参入が議論の遡上に挙げられるようになったことで、社会的なコミュニケーションやネットワークの回復に対して、社会の側が責任をもつことの必然性が生まれたのである（岩田2005；中村2007）。

こうした社会情勢や貧困パラダイムの転換の中で、1980年代以降には、その一部を社会総体との空間的・制度的位置関係において捉え直そうと、社会的排除の概念が再び注目を浴びるようになり、同様の問題を抱えていたヨーロッパ諸国、新しい経済社会統合を目指すEUにおいて、社会政策の理念や指標として援用されるようになった（岩田，2005）。フランスで生まれた「排除と参入」の議論が、EUにて「社会的排除と社会的包摂」の論究へと波及し、近年では「社会的排除との闘い」という共通目的や社会的統合のための計画策定が加盟国に課せられたため、この概念が貧困に代わるものとして急速に普及していったのである（岩田，2005）。

## 2-2 日本での社会的排除概念の台頭

戦後の日本は、高度経済成長を迎え、豊かで平等な「総中流社会」と呼ばれた時代が続いていた。個々の都市下層では貧困に直面していたものもいたが、社会福祉行政と下層労働市場が何とか共存し、貧困が社会問題化することはなかった（西澤，2015）。しかし、オイルショック後にはその状況に陰りが見え始め、バブル経済崩壊後の不景気の到来により多数の失業者や不安定雇用労働者が生み出されたことで、一気に格差や貧困という問題が顕在化した。1990年代以降は、厳しい生活に置かれた人々の状況は、「ホームレス」など大人の問題に加え、同時に「ニート」「フリー

ター」「ネットカフェ難民」など若者や子どもが直面する困難な事態に焦点が当てられるようになっていった（西田，2012）。そのような社会情勢を背景に、従来の貧困概念では把握しきれない要素を射程に入れる必要性が高まりを見せる。2000年代初頭には社会的排除という問題視角が日本に持ち込まれ、社会政策や社会福祉の研究分野で援用されるようになっていった（志賀，2016）。注目や要請の高まりは、2002年『海外社会保障研究』で「社会的排除－概念と各国の動き－」、2007年『社会保障研究』で「社会的排除と社会的包摂－理論と実践－」という特集が、2007年家族社会学会の大会シンポジウムで「社会的排除と家族」という企画が組まれたことから窺われる。その後、子どもの相対的貧困率が全体の貧困率を上回り、OECD諸国の中でも高い値にあるという事実が浮上し、「子どもの貧困」問題が取り沙汰されることとなった。子どもが被る不利とその構造について焦点が当てられるようになり、2010年代に入ると、「個人の価値観や行動が貧困の根本的な原因になっているとする見方と一線を画す」（西村・卯月，2007）概念として、社会的排除が用いられるようになっていった。

## 2-3 社会的排除の定義と特徴

社会的排除という概念は、日本の研究や政策ではどのように援用されてきたのか。社会政策分野の研究である、阿部（2002：2007）、中村（2007）、岩田（2008）、森田（2009）、志賀（2016）をレビューし、日本で用いられる社会的排除という概念の特徴と含意を明示したい。

それぞれの論者が示している定義と特徴を抜書き列挙したものが上記の表1である。

表に記した定義と特徴は、それぞれの論者が、社会学者ルーム（1995）や貧困研究の第一人者であるポーガム（1995）、EUや欧州委員会の定義などを参考にしており、また先の論者による定義に付加させる形でより複合的な定義と特徴が提示されている。それらを参考に、本稿で用いる社会的排除の概念の射程と特徴についてまとめると次のようになる。

〈問題となる範囲〉

①経済面や物的な剥奪のみならず、人びとの社

表1 社会的排除の定義と特徴

論者	定義	特徴	参考
阿部 (2002)	「人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件を前提としつつ、それらの条件の欠如が人生の早期から蓄積することによって、それらの人びとの社会参加が阻害されていく過程を指す。」(阿部, 2007:131)	①多次元の分野を対象としていること ②強制的な社会参加の阻害	
(2007)	「社会的排除は経済分野のみならず雇用・健康・住居など多次元の分野において個人や一定の集団が社会を構成する権利や義務から切り離されていく現象」(阿部, 2002:68)	③欠如の「蓄積」の「過程」がみえること	ルーム (1995) ポーガム (1995)
中村 (2007)	「労働市場からの排除であり、コミュニティや市民社会における連帯関係からの排除であり、あるいはシティズンシップの権利・義務からの排除を意味する。」(中村, 2007:55)	①多次元的：国民としての生活の様々な次元における剥奪を問題にする ②排除に至る過程への着目 ③累進性：排除が累積していくことで極端な貧困と孤立がもたらされる ④関係の側面：社会関係からの排除をも問題にする ⑤相対性：基準や度合いを測る尺度は、社会やその発展段階に応じて異なる	EU・欧州委員会
岩田 (2008)	「主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から生み出された現代の社会問題を説明し、これを阻止して『社会的包摂』を実現しようとする政策の新しい言葉」(岩田, 2005:12)	①「参加」の欠如：社会の諸活動への「参加」の欠如、社会関係、声やパワーの欠如 ②複合的な不利：包括的な活動領域に生じた多面的な社会問題 ③排除のプロセス：排除の原因と結果の連鎖として理解 ④空間的排除：安定した地域関係や社会資源、学校教育などへのアクセスの崩壊 ネットワークや連帯感の不足 ⑤福祉国家の制度との関係：社会保障や福祉のネットワークからの脱落 制度から排除される側面、制度それ自体が排除を生み出す側面	
	「それが行われることが普通であるとか望ましいと考えられるような社会の諸活動への『参加』の欠如」(岩田, 2008:22)		
森田 (2009)	「それが行われることが普通であるとか望ましいと考えられるような諸活動への参加から排除されている個人や集団、あるいは地域の状態」(森田, 2009:13)	①社会問題を産み出す共通の構造的基盤とその生成力を浮かび上がらせる ②排除される側の視点も社会構造の主体として組み込む	岩田 (2008)
志賀 (2016)	「個人の権利の欠如・不十分性であり、市民社会の個人として自己自身の権利に基づいた選択ができない状態、すなわち個人の自己決定の阻害として考えられている。」(志賀, 2016:79)	①経済的な次元を含んだ多次元性 ②状態ではなく過程に着目すること ③権利や制度を人びとが享受できなくなる状況 ④政治的指向性を持つこと	EU・欧州委員会 Atkinson (1998) Bhalla and Lapeyre (1999) 中村 (2007) 阿部 (2007) 福原 (2007)

筆者作成

- 会参加の可否とその度合い、社会参加のための様々な条件の欠如。
- ②コミュニティや市民社会におけるネットワーク、連帯関係の欠如。
  - ③シティズンシップの権利や義務からの排除と個人の自己決定の阻害。
  - ④空間的排除とそれに伴う社会的資本（ソーシャル・キャピタル）の不足。
  - ⑤社会保障、制度、福祉ネットワークからの脱落。

〈視点〉

- ①人生の早期から蓄積するという視点。
- ②剥奪や欠如、複合的な不利が重なるという累積性に着目する。
- ③多次元・多面的な領域での剥奪や欠如に着目する。
- ④状態や結果のみではなく、剥奪・欠如が生じるプロセスに着目する。
- ⑤社会やその発展段階に応じて異なるという相対性を持つ。

⑥排除を生み出す社会構造と生成力、制度それ自身が排除を生み出す側面に着目する。

⑦排除される側の視点をも組み込む。

本稿では、これらの特徴を問題視角に据えて、子どもの貧困をめぐる教育・福祉的課題について検討していく。

### 3. 社会的排除と教育問題

本節では、貧困層の子どもが被る教育での不利の累積性や多次元性とそのプロセスについて見ていく。子どもたちがどのように不利の連鎖を経験し、学校からの排除がどのように社会からの排除につながっていくのか。理論的・実証的な先行研究に依拠し、社会的排除の視点から貧困層の子どもの教育をめぐる現状と課題を検討したい。先述の社会的排除という観点から、学校内部でどのような不利が生じているのか、その不利の累積により、どのように学校から排除されていくのか、どのように教育システムから離脱していくのか、教育システムからの排除がどのように社会的排除につながっていくのか、順にみていくことにする。

イギリスの社会学者であるテス・リッジ(2010)は、貧困状態で暮らす子どもと若者に調査を行い、子ども期の貧困と社会的排除の経済的・社会的・人間関係的な影響力について実証的知見を提示している。その中で、学校経験やその排除の構造について言及することが大切であるとし、「学校内部の排除」と「学校からの排除」を区別してその諸相を描き出している。本稿もそれに習い、学校内部での排除と教育システムからの排除を区別して検討していく。

#### 3-1 学校内部での排除

本項では、教育における排除のプロセスの初期段階として、学校内部での排除についての先行研究を検討する。学校教育は社会階層の再生産を産み出すということが、特に欧米にて古くから指摘されてきた。日本においても「不平等を再生産する装置である」(耳塚, 2001: 117)、「悪循環を構成する」(西田, 2012: 84)というように、その排除性が示唆されている。以下、学校からの排除性はどのような問題と関係しているのかについて

検討する。

#### 3-1-1 学校での周縁化と教師のまなざし

「日本の学校では、子どもの社会経済文化的背景を理由に特別な対応をすることはタブー視されてきた」(若槻, 2015)、「貧困・生活不安定層の子どもたちへの対応を教師の役割の守備範囲外に置いてきた実態がある」(西田, 2012)と言われてるように、教師の存在が学校での排除に少なからず影響を与えているという多くの研究報告がある。

貧困層の子どもの学校経験に着目し、学校の排除性と排除に抗する学校の取り組みについて研究を行っている西田(2012)は、籠山(1953)や近藤(1994)の研究等を引用し、階層による生活スタイルの違いが学校に持ち込まれ、その違いを前にした教師が、子どもたちを否定的なまなざしで捉えていること、それゆえに貧困層の子どもたちに必要なサポートが提供できず、教室場面から疎外し、早期の学校からの離脱を放置している実態があると述べた。また自身も児童養護施設の子どもの学校経験について調査し、学校で十分なサービスを受けられず疎外的経験を強いられていること、教師の言動、子どもたちへの低い期待や偏見といった教師の意識がそれに関わっていることを示唆した(西田, 2012)。

子どもの貧困問題が取り沙汰され、ある程度その深刻さが学校教育にも浸透したと思われる昨今ではどうだろうか。久富らが2014年に全国10地域、約1,300名の公立小中学校の教師を対象に実施した調査結果では、「知識の伝達/獲得、学力を習得させる課題と比べると、貧困など生活上の困難に対する特別な配慮の優先順位は相対的に低い」ことが報告された(山田, 2016)。時代とともに貧困層の家庭や子どもに対する偏見や差別は減少してきたものの、生活面に配慮し手立てを打つ必要性を認識している教師の割合はいまだ多くないことが分かる。山崎(2014)は、小中学校の教師を対象とした調査を通して、生活困難層の子どもの生活をどのように教師が認知しているのか、それに対してどのように対応しているのかについて検討している。その結果、学校生活への適応に困難が生じている子どもの存在が見えていたとしても、学校中心主義的な発想ゆえに、学校の秩序

を乱すような「荒れ」が生じていない場合は「特別な地域ではない」と認識されること、生活困難を抱える家庭や子どもの困難が不可視化され、「個々の特殊なケース」に留めてしまっていることを示唆した。また、生活困難層の家庭と子どもを「われわれ」とは違う「かれら」と「他者化」することで懸隔を築き、子どもたちの「素朴さ」「素直さ」を強調することにより、子どもたちが学校で直面する多方面での「不足」や困難が覆い隠されていることを指摘した。

定性的な研究においても同様の報告がある。盛満（2011）は、9名の教師へのインタビューと、半年間のフィールドワークを通して、貧困層の子どもたちの学校生活の有り様、それに対する教師の意識や対応について調査した。その結果、「特別扱いしない」という学校文化、貧困は隠すべきものであるという教師の意識と差異を見えないようにする働きかけにより、子どもたちが示す特徴的課題が貧困と関連づけて捉えられない状況があること、学校現場で子どもの貧困が不可視化されるという実態があることを指摘した。それ故に、貧困層の子どもたちが学校教育から早期に離脱する可能性が総じて高いことを明らかにした。かつて久富（1993）が、親の職業や貧富で子どもを差別しないという「学校の平等主義的なスタンス」が、貧困層の子どもに対する手立ての障壁になることがあると指摘したように、いまだ「特別扱い」という公平性を図ることを行わない教師の存在により、子どもたちが十分な手立てを受けられずに淘汰されていく様子が窺える。

続いて林（2012）は、首都圏に住む生活保護世帯の高校生8名へのインタビュー調査を通して、その日常生活と進路選択の分析を行っている。結果、彼らは学校で周迎のかつ不利な役回りを引き受けざるを得なくなっており、学校生活が家庭生活に比べて相対的に低下していること、教師の「本人任せ」の指導により、限られた選択肢の中から進路を選択せざるを得ないという現状にあることを示唆した。すなわち彼らは、進路選択時以前に学校よりも「家庭への準拠」を強めており、「家族への貢献」に重点を置くライフスタイルが維持され、それに従う形で限定的な進路選択を行い、そのまま低位の進路へたどり着いていたとい

う。

以上のように、学校からの排除には、子どもたちが学校内で多くの不利や困難に直面するも、教師の意識により看過され埋もれていくこと、教師・学校文化により不可視化され子どもたちが必要な配慮や支援を享受できず周縁化されていくことが見えてくる。

ただし、志水（2014；107）の指摘にもあるように、多くの場合こうした「差別的な処遇」は、学校・教師が意図的に行っているわけではないという点に留意したい。背景には教師が内面化している学校のルールやシステムがあり、それは自ずと、「学校に対するアドバンテージを持って接することができる層」に有利に働き、「できない層」に不利に働くという、社会階層や社会的不平等の構造が起因しているのである（志水，2014）。学校文化の基準となる文化モデルは、往々にして上層集団と親和性の強い文化であると言われており（宮島，2017）、学校・教師は無意図的であるにも関わらず、貧困層の子どもが自ずと淘汰されていく現状があることが推察できる。

### 3-1-2 学力格差への波及

社会的排除の視点から子どもたちが被る不利の連鎖を見るとすれば、貧困層の子どもとその学力の関連性についても注目しておく必要がある。この問題については、「階層<sup>8)</sup>と学力格差」という言葉で、国内外で長くにわたり指摘されてきた。日本では、2007年に全国学力・学習状況調査がおおよそ40年ぶりに再導入されて以降、そのデータに基づき、関連性が科学的に示されるところとなった。例えば、耳塚ら（2014）の調査「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」の調査報告書（2015）を参照したい。まず、家庭の社会経済的背景が学力に与える影響について調査した山田（2014）では、小・中学校ともSESスコア<sup>9)</sup>、性別、学習時間、教育期待が学力を規定する強い変数であったことが明らかとなっている。また、小6のデータを用いて家族構成による学力格差を調査した垂見（2014）では、ひとり親世帯で育つ子どもは、二人親世帯の子どもに比べて、相対的に学力テストの正答率が低い傾向にあることが明らかとなっている。さらに、正答率の低さの背景として、母子世帯では経済的資源

の不足が、父子世帯では関係の資源の不足が大きな要因となっていたと報告している。社会経済的背景がゆとりのある家庭ほど保護者の関与も高く、そうした家庭での関わりや地域との関わりといった子どもの社会関係資本が、子どもの学力向上に寄与しているとして、SESによる学力格差を示唆した。

社会関係資本と学力の関連性について知るためには、志水（2014）の研究が有用である。2007年の全国学力・学習状況調査の結果から、子どもたちが有する社会関係資本の量と質が、学力形成に影響を与えていることが明らかであることを報告した。その中で特に強調されていたのは、学力と強く相関している指標に、以前から高かった生活保護率に加え、「離婚率」「持ち家率」「不登校率」が強く相関しているということが浮上し、これを「つながり格差」と呼んだ（志水，2014）。社会的排除の視点から見ると、貧困層の子どもたちは経済面や物理的排除のみでなく、社会関係の剥奪を経験していて、それが学力に影響し、学校でさらなる不利を強いられていると理解できる。

### 3-1-3 「脱落型不登校」という問題

学校からの排除について、最も可視的なものは不登校という現象であろう。2009年1月30日の毎日新聞に、2006年度の板橋区不登校調査の結果が掲載された。そこには、生活保護受給世帯の中学生449人中、不登校であったのは52人であり、非援助世帯に比べるとその発生率は4.8倍にのぼると報告されている（酒井，2015）。

次いで、福岡県立大学の不登校・ひきこもりサポートセンターが全国の福祉事務所を対象に行った平成28年「生活保護受給世帯における学校の欠席が継続している児童・生徒の実態および支援方法に関する調査」<sup>10)</sup>の報告書によれば、世帯に学校の欠席が継続している児童・生徒がいると答えた割合は、約7割に達している。そのうち世帯の生活困窮と欠席継続の関係が「とても思う」又は「まあまあ思う」と回答した者は約3割であった。これらの調査は厳密な研究報告にまでは至っておらず、解釈に十分注意を払う必要があるが、家庭の経済的背景と不登校の関連を探ることは、社会的排除の視点から見れば重要な論点となる。

保坂（2000）は、家庭の厳しい社会経済的状況

が要因となり学校に行くための環境が整わない状態、それに伴う怠学・非行傾向がみられ長期欠席が継続される状態を「脱落型不登校」と呼び、学校文化からのドロップアウトとしての長期欠席問題を俎上に載せた。そして、その数が特に中学校において激増していることを報告している。

酒井（2010）や酒井・川畑（2011）もまた、学校に行くことが社会的に強く期待されるにも関わらず、社会経済的背景などを理由にそれが叶わない「学校に行かない子ども」の存在を問題視した。そうした子どもたちの教育権が十分に保障されていないこと、その後の社会生活面で多大な不利益をもたらすことに警鐘を鳴らしている。そして、そうした子どもが過去から一定数存在していたにも関わらず、従来の不登校問題をめぐる議論では、学校ストレスからくる神経症型不登校が典型とされ、それに基づく心理的対応に重点が置かれてきたため、社会経済的背景を重視した十分な取り組みがなされてこなかったことを指摘した。

以上、社会的排除の視点から、貧困層の子どもが学校内部で経験する排除についてまとめてきた。そこから、家庭の経済資本の剥奪が物的資本や文化資本、社会関係資本等、多次元の剥奪へと波及し、子どもの学校参加や学力に負の影響を与えていることが分かる。不登校や低学力が子どもたちのその後の進路に不利な状況を生み出すことは自明的である。つまり、一次元の剥奪が他次元の欠如につながり、子どもの不利を累積させていると解釈でき、比較的早期の段階で子どもたちは学校内部での排除を経験していると推察できる。

## 3-2 教育システムからの排除

本項では、学校内部での周縁化という次元を超え、学校そのものから早期に離脱していく、教育システムからの排除について先行研究を検討する。

### 3-2-1 教育格差の実際

内閣府により公表された「平成30年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」<sup>11)</sup>によれば、全世帯の高等学校等中退率は1.3%である一方、生活保護世帯の中退率は4.1%であった。中退率の経年変化を示したものが表2である。子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定された

2013年の5.3%に比べると減少傾向にあるものの、全世帯との差は未だ大きいことが分かる。

高等学校への進学率に関しては、全世帯の99.0%という値に比べると、生活保護世帯は93.7%と、今も尚その差は保持され続けている。さらに、大学等進学率となれば、全世帯が72.9%であるのに対し、生活保護世帯は36.0%と大よそ半分の値に留まっており、その差は歴然である。このことから、貧困層の子どもたちが教育システムからの排除を経験し、教育達成の低さと不利を被っていることが窺われる。経年変化を見ると、子どもの貧困対策の必要性が着目されて以降、どの数値も改善傾向にはあるものの、全世帯との差はそれほど改善しておらず、教育機会の格差は正はいまだ未解決の問題であると言える。

### 3-2-2 排除の背景にある制度的課題

社会的排除の視点から教育システムの課題を見る際、制度上の問題とそれによる排除の構造についても検討しておく必要がある。

ここでは、生活保護制度に限定して議論を進める。

高等教育においては、経済的負担による親のアスピレーションの低さ、世帯分離の障壁など制度上の課題は山積している。三宅（2015）は厚生労働省の「生活保護制度の実施要領」の分析を通して、生活保護受給世帯の子どもの高等学校等・大学等就学がいかにか制度的に条件付けられているのかについて明らかにした。その結果、受給世帯の子どもの教育は就労自立や世帯の経済的自立の手段として位置づけられていることを示し、子ども自身の学習権を保障するという観点が欠落しているという制度的課題を指摘した。さらに三宅

（2017）では、生活保護を利用する有子世帯の養育者14世帯16名に対するインタビュー調査を行い、生活保護を利用する養育者が「自立」をどのように解釈しているのか、特定の「自立」の解釈を採る理由について分析している。結果、制度利用に対する権利意識が希薄で、他者による「貶値のまなざし」を向けられ、生活保護制度の利用を「のぞましくない」状態と捉えていたこと、それゆえ「自立」を「経済的自立（保護廃止）」とし、それを「のぞましい」「目標」と考えていることを明らかにした。一方で、養育者として子どもの教育や進路選択に時間や体力を割く必要が生じるため、「利用者」と「養育者」としての役割のバランスを取ることが困難となる。子どもが一定の稼働収入を得られるようになれば、その収入と養育者自身の収入を合算して「保護廃止」となり、「保護廃止」と「子どもの人生設計」の優先との間で葛藤が生じ得ることを指摘した。以上のように、貧困層の子どもの大学進学に関しては、経済的事情のみならず制度的要因や構造が絡みあっていることが推察できる。

### 3-2-3 教育的排除から社会的排除へ

低い教育達成の背景にはどのような問題があるのか。大澤（2008）は困窮世帯で子ども期を過ごした若者12名へのインタビュー調査を通して、その貧困経験と進路選択を探索した。結果、貧困・生活困難にある子どもは、その経験からライフチャンスが制限されたものとなっていたことが示唆された。つまり、貧困にある子どもが不安定な生活を自ら選択していく背景には、状況対処的に過ごさざるを得ない生活、興味関心を広げる体験の乏しさ、社会関係の限定といった状況があ

表2 進学率の比較

年／世帯	高等学校進学率		高等学校中退率		大学等進学率	
	全世帯	生活保護世帯	全世帯	生活保護世帯	全世帯	生活保護世帯
平成25年	98.6	90.8	1.7	5.3	73.3	32.9
平成26年	98.7	91.1	1.5	4.9	73.0	31.7
平成27年	98.8	92.8	1.5	4.5	73.2	33.4
平成28年	98.9	93.3	1.4	4.5	73.2	33.1
平成29年	99.0	93.6	1.4	4.1	73.0	35.3
平成30年	99.0	93.7	1.3	4.1	72.9	36.0

内閣府「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に筆者作成

り、その不利が複合的にもたらされている側面が存在していたのである。

林（2014）は、16歳から22歳の生活保護世帯の子ども363名のデータを基に、生活保護世帯に育つ子どもの中卒後の進路の「移行経験」を明らかにした。結果、貧困世帯の中にも潜在的な差異が存在しており、不利な条件や困難な状況が積み重ねられている者ほど非直線型の移行をたどりやすいことが示唆された。特に注目したいのは、高校非進学者や定時制高校から中退した者は、その後も学校教育に戻ることはなく、後の移行経験が不安定で様々な困難に満ちていたということである。中には空白期間や求職活動が長期化している者も多数おり、重層的な困難に直面し進路が立ち行かなくなっている者も一定数存在し、「社会での居場所を喪失している」状態になっていることを問題視した。

古賀（2015）は、都立高校中退者悉皆調査を通して、高校中退前後の進路分化過程と社会意識の特徴を明らかにした。結果、ひとり親家庭が多く、かつ就学の相談・援助的行動や文化資本が欠如している者が多かったと報告している。また、中退後に非正規の労働を8割以上の者が経験していたという。

以上の先行研究から、貧困層の子どもたちは、教育システムからの排除に至るまでに、既に複合的な不利やその累積による排除を経験していて、それが早期に教育を離れることに繋がっていることが推察される。そして、教育システムから排除された者はその後も不安定な進路を辿り、労働市場への未接続を主とした社会からの排除を経験するに至っていた。

## 4. 社会的包摂に向けた制度・施策の展開

前節では、先行研究に基づき、子どもたちが教育において被る排除の多層性と累積性について、そのプロセスを追ってきた。本節では、子どもの貧困問題の深刻さが顕在化して以降、主として教育分野や福祉分野で打ち出されてきた制度・施策を概観する。2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立・公布され、2014年8月に子どもの貧困対策に関する大綱が策定されて

以降、教育や社会福祉の分野において様々な取り組みが展開されてきた。紙幅の関係で具体的内容は割愛するが、それら制度・施策の最近の動向と課題について検討しておきたい。

### 4-1 社会福祉制度における貧困対策

#### 4-1-1 子どもの貧困対策に関する法律の改正

2019年6月、「子ども貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」<sup>12)</sup>が公布された。目的・基本理念は、児童の権利条約の精神に則り推進すること、各施策を子どもの状況に応じ包括的・早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえることなどが追記された。また、大綱に「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯の大学等進学率」を明記するなど記載事項の拡充を図ること、市町村に対し貧困対策計画を策定する努力義務を課すことが講じられた。さらに具体的な施策の趣旨として、教育の機会均等が図られるべきといたことが記された。理念に留まるといった疑念は拭いきれないが、早期の手立ての必要性や「社会的要因」「教育の機会均等」という文言が盛り込まれたことは、社会的排除に抗するという意味で注目に値する。一方、イギリス等諸外国の施策に比べ、具体的な数値目標が示されなかったこと、市町村の計画策定は努力義務に留まり、今後地域間格差が生じる可能性があることなど、課題は残されている。

#### 4-1-2 生活困窮者自立支援法等の改正

2019年6月8日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第44号）<sup>13)</sup>が公布された。改正の概要には、①生活困窮者の自立支援の強化、②生活保護制度における自立支援の強化、適正化、③ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が盛り込まれた。この中で子どもの貧困に関わる取り組みとしては、学習支援事業の強化があり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化することが掲げられた。

生活保護制度においては、「改正生活保護法」が平成30年6月8日公布された。主な改正点は以下の2点である。

### ①教育扶助及び高等学校等就学費の見直し

「クラブ活動費」が学習支援費の対象となり、実費支給に転換され、上限額は中学校と高等学校において増額となった。入学準備金においても、一般家庭の実態を踏まえて支給額が増額された。高等学校の入学考査料については、公立高校のみでなく私立高校が含まれ、複数回受験の場合は2校目の支給が認められることとなった。

### ②大学進学に関する制度

進学準備給付金の支給（第五十五条の五）が新設され、大学等に進学した場合、自宅通学では10万円、自宅外通学では30万円の新生活立ち上げ費用が支給されることになった。大学進学への制度的障壁であった「世帯分離」に関しては、大学等への進学で子の世帯分離をした場合であっても、引き続き生活保護世帯と同居して通学している場合には、子の分の住宅扶助額を減額しない措置が講じられた。

これらの改正や新制度により、高校受験や学校生活での経済的負担が軽減され、教育の機会均等が少なからず図られようとしていることが窺える。

## 4-2 教育制度における貧困対策

### 4-2-1 学びのセーフティネット

平成30年に第3期教育振興基本計画が閣議決定し、基本的方針の一つに「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」<sup>14)</sup>ことが示された。この方針には、①家庭の経済状況や地理的条件への対応、②多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供が掲げられた。「学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図る」こと、「学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携」、「幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的支援」などが重要であると明記された。貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置といった学習面の支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充といった生活面・心理面での支援が盛り込まれた。また、生涯を通して推進するものとして、夜間中学の設置・充実・新たな夜間中学校の設置促進・既存の夜間中学の教育機会の提供拡充

や高校中退者等に対する支援が明記された。

### 4-2-2 高等教育就学支援制度

2019年5月10日、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）<sup>15)</sup>が公布された。ここでは、「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行う」こと、「その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図る」こと、「急速な少子化の進展への対処に寄与すること」が目的として掲げられ、子どもの社会的自立を視野に入れた高等教育の推進が目指された。本制度の対象は、生活保護世帯に限定されず、非課税世帯やそれに準ずる世帯の学生も対象とされた。内容としては、①授業料等減免制度の創設、②給付型奨学金の支給拡充である。採用条件について、成績のみでなく意欲を評価する点が強調され、能力によって排除されにくい施策となされている。一方で、入学料や授業料等の納入金に関して、文部科学省は各大学等に「納付時期の猶予など弾力的な取扱い」をするよう通知を出しているものの、判断は大学側に委ねられている。つまり、従来通り一時的に納入金を準備する必要がある大学が多く、奨学金の支給までの期間のタイムラグは従来の制度同様に残されており、貧困世帯にとっては貸付制度の利用や長時間のアルバイトが強いられる、厳しい現状が維持されていると言える。

## 5. まとめ

本稿では、社会的排除を視角に据えて、貧困層の子どもと教育・福祉をめぐる問題について、先行研究に依拠しながら検討してきた。その結果、平等に機会が与えられるはずの義務教育段階において、既に貧困層の子どもたちは多くの不利と困難に直面していることが、多くの研究報告から推察された。社会的排除のプロセスは子ども期の早い段階から始まっており、その経験は実に複雑で多様であること、学校文化や社会構造の仕組みによって生み出されていることが浮かび上がってき

た。子どもの貧困に対する種々の法律や施策が公布され、最近ではそれらの見直しと改正が相次ぎ、問題是正と手立ての充実が図られようとしている。新興制度や法律の改正点等からは、教育機会の均等を図り子どもたちの自立を促すために、高等教育の享受や教育費軽減を推進する方針が見て取れる一方で、そこには課題も残されている。

最後に、それらの制度・施策が子どもの社会的包摂に寄与し得るのかといった視点に立ち、若干の批判的考察を行いたい。現段階で筆者が考える課題は次の2点である。第一には、打ち出された制度・施策は、経済的支援と学力向上の取り組みに、さらに義務教育よりも高等教育に偏重している節がある。社会的排除という視点から見れば、貧困層の子どもたちが、金銭的・物的以外にも多次元にわたる欠如や剥奪を早期の段階から経験していて、その連続性の中で教育システムから淘汰されていく実態があることは先述のとおりである。社会的排除のプロセスとその多様性・多次元性を正確に捉え、早期の段階から手を打つ必要がある。そのためにも、学校内部での排除を防ぐための手立ても講じていかなければならない。学校については、その文化や構造ゆえに無意図的に貧困層の子どもたちを排除するといった否定的側面に着目してきたが、学校は全数把握や日常的関わりが可能という、他にはない強力な長所を併せ持つ。排除に抗する学校の実践を取り上げた研究も存在する（例えば志水 2010, 若槻 2015 など）。一方、子どもの貧困対策大綱の基本的方針の一つには、学校プラットフォーム構想が掲げられたものの、その具体的実践モデルはいまだ確立されていない。排除に抗する支援システムの構築、そのための研究や実践例の蓄積、専門職や加配教員のさらなる配置等、制度的な手立てを講じることが急務である。古賀（2015）は、高校中退者にとって進路選択の資源や機会の提供はもとより、在校時から様々な相談・支援の担い手との関係性を広げ、社会参加を試みていけるようなケイバビリティを拡張していく必要があると主張している（古賀, 2015）。このように、社会関係や子どもたちの明るい自己認識、将来展望などを育む学校教育内部のきめ細やかな手立てと、それを可能にする制度・施策が打ち出されることが求められてい

る。

第二には、高等教育の推進などの新興制度は、意欲や能力による格差をより拡張するのではないかという懸念である。先述のとおり、高等教育就学支援制度には課題がある。奨学金が支給されるまで納入金の延納を許可する等、弾力的な取り計らいをする大学は、国公立に多いという指摘もある。それを考えれば、能力の有無が最後のふるいにもなりかねない。そもそも、この制度は「意欲のある」学生が経済的事情により不利を被らないようにする手立てであるという含意がある。従って、貧困や不利の経験が山積することで生じる「意欲格差」（荻谷, 2001）、「ケイバビリティの問題」（バラ&ラペール, 2005）、「自己排除」（宮島, 2017）という障壁に対して、新制度は打開策を導いてはいない。支援を利用できる子どもが増え、より一層の「大学全入時代」を迎えれば、その中で高等教育の機会を意図的・無意図的に選びとらなかった子どもたちは、相対的に社会の周縁へと阻害されていく危険性を孕んでいる。包摂と排除は入れ子構造であるという倉石（2018）の指摘にもあるように、社会的包摂に向けた制度・施策の中に、新たな社会的排除を生み出す要素が内包されているというように感じられる。

社会的包摂に向けた施策の多くが、労働市場への参画やそのための社会政策と関連づけて語られてきたために、諸外国に比べて日本では、子どもの社会的排除への十分な措置が講じられてきたとは言い難く、子どもたちの社会的包摂に向けた議論は緒についたばかりである。排除がさらなる排除を生むという悪循環、包摂が排除を生むという悲劇に子どもたちが晒されないよう、予防的で包括的な手立てが講じられることを期待したい。

#### 【注】

- 1) 本稿で用いる「貧困層」とは、西田（2012:6）に習い、貧困線を挟んで隣接する層、さまざまな形で不安定さや困難さを抱える人々を含んで対象とする。論者により「生活困難層」「生活不安定層」とする場合がある。先行研究のレビューについての記述では、論者が用いた用語をそのまま引用している。
- 2) 2008年が、子どもの貧困への注目が高まり、社会政策上の議論が高まりを見せ始めた「子どもの貧

困元年」であると言われている（阿部，2002）。

- 3) 「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)を指す。
- 4) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)を指す。
- 5) 「子どもの貧困対策に関する大綱」(平成27年施行)を指す。
- 6) 社会的に排除された者として、精神障がい者または身体障がい者、自殺願望をもつ人びと、高齢者や病人、麻薬乱用者、非行に走る者、社会に溶けこめない人びとなどが挙げられている（バラ&ラペール，2005）。
- 7) Jock Young (2007) は、『排除型社会－後期近代における犯罪・雇用・差異』の中で、中間的労働者層が失われ、多数の不安定労働者が生まれるという流動化した就業構造が、社会的弱者に不寛容な排除型社会を生み出していると主張した。
- 8) 階層とは、所得や職業の威信、学歴、権力などのさまざまな社会・経済・文化的資源と呼ばれるものを基準としてみた、社会的な地位やカテゴリーのことを指す（荻谷，2001：4）
- 9) SES とは、社会経済的背景（Socio-Economic Status）のことであり、両親の学歴と世帯年収を合成した指標である（耳塚，2014）。
- 10) 福岡県立大学不登校・ひきこもりセンター（2016）「生活保護受給世帯における学校の欠席が継続している児童・生徒の実態および支援方法に関する調査」報告書より  
[www.fukuoka-pu.ac.jp/research/cscsn/files/20160617\\_01.pdf](http://www.fukuoka-pu.ac.jp/research/cscsn/files/20160617_01.pdf)
- 11) [https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h30\\_joukyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h30_joukyo.pdf) を参照。
- 12) 内閣府「子ども貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を指す。  
[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/kaisei\\_shinkyu.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/kaisei_shinkyu.pdf) を参照。
- 13) 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-06.pdf> を参照。
- 14) 第3期教育振興基本計画 学びのセーフティネット  
[www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/detail/\\_icsfiles/afieldfile/2018/06/18/1406127\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsfiles/afieldfile/2018/06/18/1406127_002.pdf) を参照。
- 15) 「大学等における修学の支援に関する法律」  
[www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/17/1417025\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/17/1417025_02_1.pdf) を参

照。

## 【引用文献】

- 阿部彩（2002）「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』No.141 67-80
- 阿部彩（2007）「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編著（2007）『社会的排除／包摂と社会政策』、法律文化社、129-152.
- AjitS. Bhalla&Frederic Lapeyre. (1999) “Poverty and Exclusion in a global world, 2<sup>nd</sup> edition” (=2005, 福原宏幸・中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除 貧困と社会問題への新しいアプローチ』、昭和堂)
- 林明子（2012）「生活保護世帯の子どもの生活と進路選択－ライフストーリーに着目して－」『教育学研究』第79巻I、13-24.
- 林明子（2014）「生活保護世帯に育つ子どもの中卒後の移行経験に関する研究」『教育社会学研究』第95集、5-24.
- 保坂亨（2000）『学校を欠席する子どもたち－長期欠席・不登校から学校教育を考える－』東京大学出版会
- 岩田正美（2005）「貧困・社会的排除と福祉社会」岩田正美・西澤晃彦編著（2005）『貧困と社会的排除－福祉社会を蝕むもの』、ミネルヴァ書房、1-14.
- 岩田正美（2008）『社会的排除－参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣
- 荻谷剛彦（2001）『階層化日本と教育危機－不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂
- 菊池英明（2007）「排除されているのは誰か？－『社会生活に関する実態調査』からの検討－」『季刊社会保障研究』Vol.43 No.1、4-14.
- 古賀正義（2015）「高校中退者の排除と包摂－中退後の進路選択とその要因に関する調査から」『教育社会学研究』第96集、47-67.
- 倉石一郎（2018）『包摂と排除の教育学 マイノリティ教育から教育福祉社会史へ』生活書院
- 宮島喬・藤田英典（1991）『文化と社会－差異化・構造化・再生産』有信堂高文社
- 宮島喬（2017）『増補新版文化的再生産の社会学 プルデュール理論からの展開』藤原書店
- 三宅雄大（2015）「生活保護制度における高等学校等・大学等就学の「条件」に関する研究：『生活保護制度の実施要領』の分析を通じて」『社会福祉学研究』55巻4号、1-13.
- 三宅雄大（2017）「生活保護利用有子世帯の養育者による『自立』の解釈－養育者の語りをとおして－」

- 『社会福祉学研究』57巻4号, 14-27.
- 森田洋司 (2009) 「ソーシャル・インクルージョン概念の可能性」森田洋司・矢島正見・進藤雄二・神原文子編著 (2009) 『新たなる排除にどう立ち向かうか—ソーシャル・インクルージョンの可能性と課題』, 学文社
- 中村健吾 (2007) 「社会理論からみた『排除』フランスの議論を中心に」福原宏幸編著 (2007) 『社会的排除／包摂と社会政策』, 法律文化社, 40-73.
- 西田芳正 (2012) 『排除する社会・排除に抗する学校』大阪大学出版会
- 西村幸満・卯月由佳 (2007) 「就業者における社会的排除—就業に二極化への示唆—」『季刊社会保障研究』Vol.43 No.1, 41-53.
- 西澤晃彦 (2005) 「排除による貧困—東京の都市下層—」岩田正美・西澤晃彦編著 (2005) 『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』, ミネルヴァ書房, 43-70.
- 大石亜希子 (2007) 「子どもの貧困の動向とその帰結」『季刊社会保障研究』Vol.43 No.1, 54-64.
- Ridge Tess (2003) “*Childhood Poverty and Social Exclusion*”, *Polity . . . Press.* (=2010, 渡辺雅男監訳『子どもの貧困と社会的排除』, 桜井書店)
- 酒井朗 (2010) 「学校に行かない子ども」荻谷剛彦・濱名陽子・木村涼子・酒井朗著 (2010) 『新版教育の社会学—常識の問い直し方, 見直し方』有斐閣アルマ, 2-67.
- 酒井朗・川畑俊一 (2011) 「不登校問題の批判的検討：脱落型不登校の顕在化と支援体制の変化に基づいて」『大妻女子大学家政学研究紀要』47, 47-58.
- 酒井朗 (2015) 「教育における排除と包摂」『教育社会学研究』96(0), 5-24.
- 志賀信夫 (2016) 『貧困理論の再検討—相対的貧困から社会的排除へ』法律文化社
- 志水宏吉 (2010) 『格差をこえる学校づくり—関西の挑戦』大阪大学出版会
- 志水宏吉 (2014) 『「つながり格差」が学力格差を生む』, 亜紀書房
- 田中拓道 (2006) 「社会契約の再構成—社会的排除とフランス福祉国家の再編」『社会政策学会誌』16, 77-90.
- 垂見裕子 (2015) 「家族構成による学力格差」国立大学法人お茶の水女子大学『平成26年度 学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究 (効果的な指導方法に資する調査研究)』, 21-29.
- 若槻健 (2015) 「排除に抗する学校」『教育社会学研究』96(0), 131-152.
- 山田哲也 (2015) 「保護者の社会経済的な背景が学力に与える影響—問題形式の違いと記述式問題に対する解答傾向に着目して—」国立大学法人お茶の水女子大学『平成26年度 学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究 (効果的な指導方法に資する調査研究)』, 9-20.
- 山田哲也 (2016) 「格差・貧困から公教育を問い直す」志水宏吉編著 (2016) 『岩波講座 教育 変革への展望2 社会のなかの教育』, 岩波書店 105-138.
- 山崎鎮親 (2014) 「教師からみる子どもたちの学校体験：『他者化』の視線を中心に」長谷川裕編著 (2014) 『格差社会における家族の生活・子育て・教育と新たな困難』324-362.
- 吉田敦彦 (2012) 「教育福祉学への招待—人類史的課題としての『Edu-care』探求—」山野則子・吉田敦彦・山中京子・関川芳孝編著 (2012) 『教育福祉学への招待』, せせらぎ出版
- 吉武理大 (2019) 「貧困母子世帯における生活保護の受給の規定要因なぜ貧困なのに生活保護を受給しないのか」『福祉社会学研究』16, 157-178.

# Current issues in education and welfare related to the poverty of children and exclusion : From the perspective of social exclusion and inclusion

Mio Takahashi\*

## ABSTRACT

In this paper, I conducted a literature review from the perspective of social exclusion and inclusion to elucidate the multi-layered and cumulative nature of the disadvantages suffered by children in poor families. In addition, I examined the possibilities and challenges of the recent education and welfare systems and measures as a means against poverty that could contribute to the improvement of problems of social inclusion.

Thus, I inferred from many research reports that the poor children already face many disadvantages and difficulties in the compulsory education stage. There was a process that led to exclusion within the school, exclusion from the education system, and thereby resulting in social exclusion.

Social exclusion begins in the early stages of childhood, and this complex, diverse, experience is created by the school culture and social structure mechanisms. Exclusion from the education system is exemplified by dropping out of high school or early withdrawal from school and leads to lower educational achievement. Children excluded from the education system continued to follow unstable courses, including nonregular employment.

Furthermore, I conducted an overview of the systems and measures that the country has implemented to ameliorate child poverty. In one section, many of the systems and measures focused more on higher education than compulsory education in efforts to improve financial support and scholastic ability.

With critical considerations, systems and measures focused on economic support and scholastic improvement efforts, and tended to be more focused on higher education than compulsory education. Additionally, the system and measures were suggested to possess a risk of further expanding the disparity because of the children's motivation and ability.

**Key words** : exclusion, inclusion, poverty

\* A part-time teacher, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University